

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するうなぎ稚魚漁業（うなぎ稚魚漁業（ちょうちん網））につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）10 月 6 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（ちょうちん網）	熊本市南区海路口町字学料海岸堤防南西角から宇土市住吉町海岸 2 番樋門西端を見通した線から、宇土市笹原町と同市網津町との海岸線における境界から熊本市南区海路口町と同区川口町との海岸線における境界を見通した線に至る水域	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	5 隻	別記 2 のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）10 月 14 日から令和 7 年（2025 年）10 月 31 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同じ期間とする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 指定集荷人及び漁業従事者は、許可証に記載された者でなければならない。
 - ウ 漁業従事者を漁業に従事させるときは、各自漁業従事者証を携帯させるほか、所定の帽子を着用させなければならない。
 - エ 使用する漁具は、取得した許可の合計で従事者数等算出基礎表に記載した統数以内でなければならない。
 - オ 漁具の敷設場所には、許可取得者若しくはその漁業従事者が灯火を点灯し常駐しなければならない。
 - カ 敷設した漁具には、許可取得者氏名及び許可番号を記載した縦25センチメートル、横35センチメートルの標識を視認できる場所に設置しなければならない。
 - キ 片袖の長さが20メートル以内でなければならない。
 - ク 採捕したうなぎの稚魚は、事業計画書のとおり取り扱わなければならない。
 - ケ 漁業従事者が採捕したうなぎの稚魚以外の水産動物は、速やかに放流させなければならない。
 - コ 許可取得者は、許可の有効期間終了後、又は許可が取り消された場合は、遅滞無く許可証を返納しなければならない。
 - サ 国内すべての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるうなぎの稚魚の採捕停止指示には従わなければならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和5年（2024年）9月1日に免許されたものとする。

別記1

【漁業時期】

12月1日から翌年3月31日までの連続した100日以内。ただし、漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定することができる。（許可後は、許可証に記載された漁業時期）

別記 2

【漁業を営む者の資格】

次に掲げる者であって、漁業に関する法令、これに基づいてなされた処分及び熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の内容を遵守する者。ただし、うなぎの稚魚の採捕、管理及び養殖（業種別漁協にあっては、組合員への養殖用種苗の供給）が適正に行われると認められる者。

- (1) 玉名市滑石又は八代市鏡町に養殖場並びに住所又は事務所を有するうなぎ養殖業を営む個人又は法人であって、次に掲げるいずれにも該当する者
 - ア 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条第 2 項の規定により定められた国内で一度も飼育されていないにほんうなぎの池入量が 0.0 キログラムよりも大きいうなぎ養殖業の許可を受けた者
 - イ 養殖用種苗を採捕しようとする者
- (2) 熊本市西区田崎町に住所を有する業種別漁協であって、組合員の養殖用種苗を供給するために、うなぎの稚魚を採捕しようとする者
- (3) 県内の市町村に住所を有する個人であって、養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者